

## 4 便所

### 【基本的な考え方】

- ・誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- ・多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なヴァリエーションを持たせるよう工夫します。

### 整備基準

### 解説

- (1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) (1)に定める便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。
- ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。
- (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とすること。
- イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- ウ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。
- (3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。
- (4) 条例別表第2の1の項の(12)に掲げる用途に供する建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、又はポーリング場その他これらに類する運動施設に限る。）で用途面積が1,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。
- ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・「その他これらに類する小便器」とは、床置き男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置きに類する小便器を言います。

・ 大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。

・ 男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

下記以外の建築物



＜バリアフリー法施行令＞

**第十四条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

**2** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

**第十九条** 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

＜条例＞

**第65条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

**2** 令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

（1）便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。

（2）便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

**3** 前項の車椅子使用者用便房のうち1以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車椅子使用者用便房が設けられていない場合にあっては、それぞれ1以上）の内部は、その幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上としなければならない。

・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する便所」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条）

・「国土交通大臣が定める構造」とは、次のものをいいます。（平成18年国土交通省告示第1496号）

①腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

②車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。

・「水洗器具」とは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備を言います。

・「その他これらに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置き式に類する小便器を言います。

・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のとおりです。（国土交通省令第113号）

①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

②当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（JIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する便所」と読み替えて適用されます。（条例第72条）

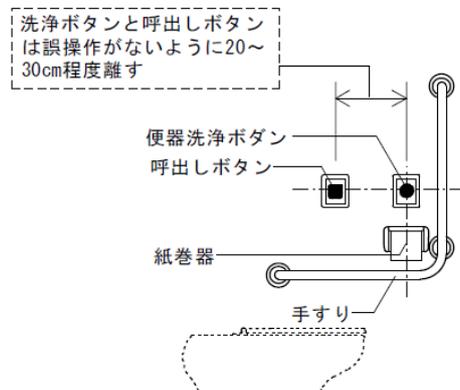
・p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・車椅子で便房に出入りする際には、やや斜めになる場合があるので、80cmより少し余裕を見て85cmとしています。

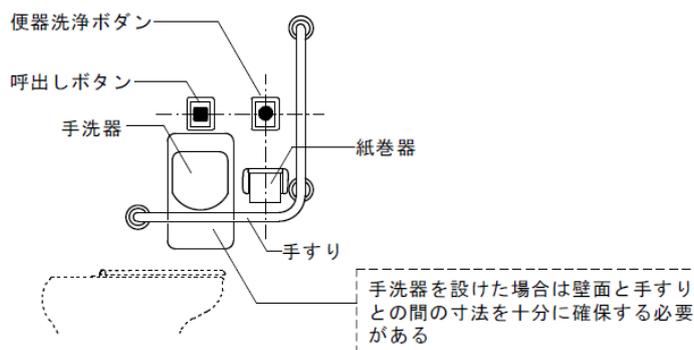
## 整備例

- ：整備基準（\_\_\_\_\_は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

### ■ 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)



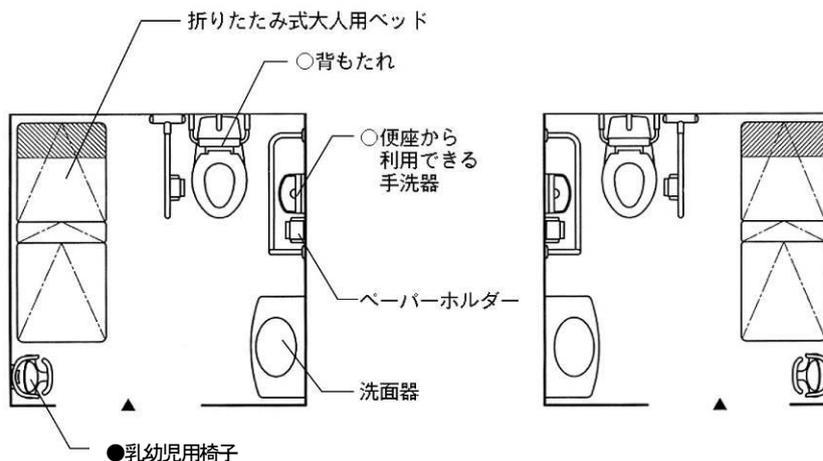
### ■ 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



多数の方が利用する公共性の高いトイレは、「どこのトイレに行っても設備の配置や操作方法が同じでわかりやすい」という安心感を提供できるものでなくてはなりません。2007年に、大便器周りの操作系設備の共通ルールである「JIS S 0026—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」が定められました。

このJISに基づき、呼出し（緊急通報）ボタン、便器洗浄ボタン、紙巻器の3点は、上図のように配置することが望まれます。

### ■ 左右勝手別のレイアウト例



（便器の側方からアプローチし、移乗する場合、左図では車椅子が右手側に、右図では車椅子が左手側にくる）

- 4 令第14条第2項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち1以上に、手すりを設けなければならない。
- 5 第1項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 6 第1項の便所で腰掛便座を設けた便房（車椅子利用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。
- 9 別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のア、(13)若しくは(14)に掲げる用途、同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）若しくは同項の(16)に掲げる用途に供する建築物（当該各用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）又は同項の(12)に掲げる用途（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）及びボーリング場に限る。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 便所内に、乳幼児の保護者等が乳幼児とともに円滑に利用することができる次に掲げる便房及び設備をそれぞれ1以上設けること。ただし、イに掲げる設備にあつては、乳幼児の保護者等が利用することができるものが当該建築物に1以上設けられている場合（当該設備又はその付近に、当該設備があることを表示する標識が設けられている場合に限る。）は、この限りでない。
- ア 乳幼児を座らせておくことができる設備を設けた便房  
イ 乳幼児のおむつの交換をすることができる設備
- (2) 前号ア又はイの設備が設けられている便房及び便所の出入口又はその付近に、当該設備があることを表示する標識を設けること。

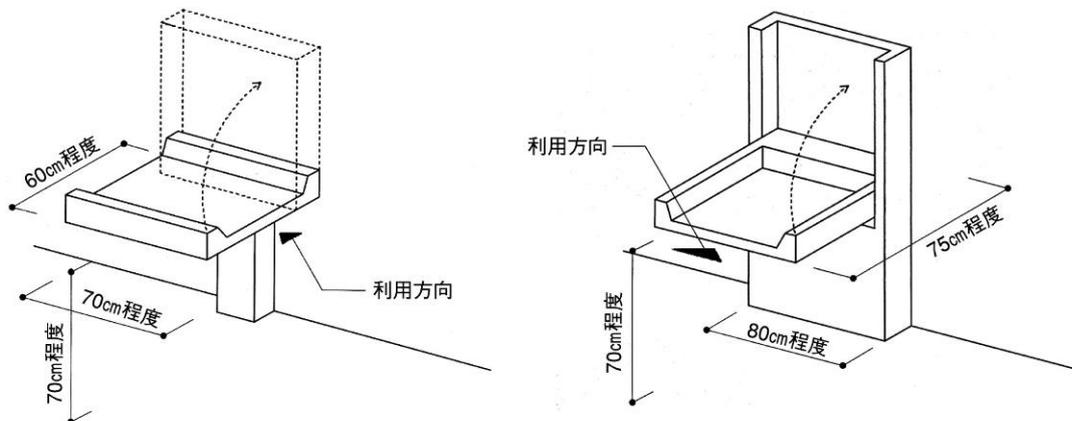
・「その他これらに類する小便器」とは、床置き男子用小便器と同様に、杖利用者等が円滑に利用することが可能な床置きに類する小便器を言います。

・大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。  
・男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

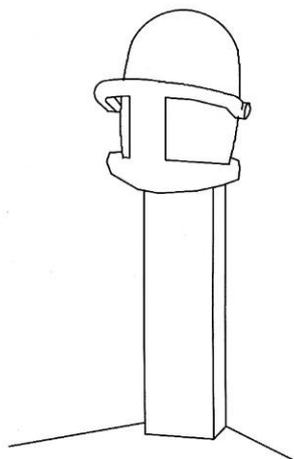
## 整備例

- : 整備基準 (\_\_\_\_は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
- : 整備が望ましい項目

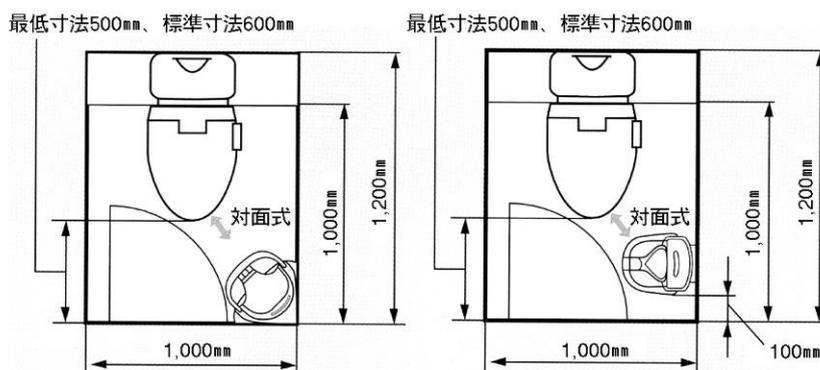
### ■壁取り付け乳幼児用ベッドの例



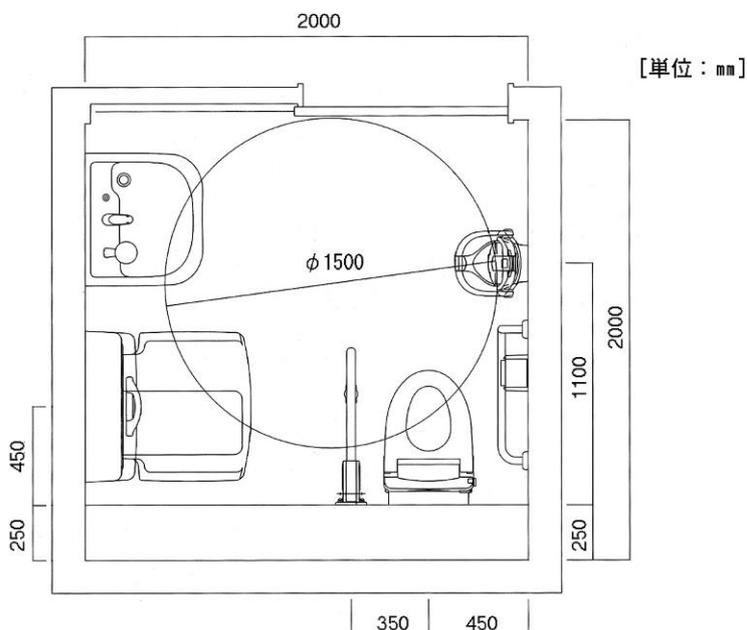
### ■乳児用椅子の例



### ■乳児用椅子を一般便房に設ける場合のレイアウト例



### ■車椅子使用者用便房に乳幼児用ベッドと乳幼児用椅子を設ける場合のレイアウト例



## 整備誘導基準

## 解説

- ・ p. 122 (「6 整備誘導基準」の「1 便所」) 参照

## 整備が望ましい項目

## 解説

- ・ 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

- ・ 点字案内板とする場合は、その手前の床面に点状ブロック等を敷設します。

## ＜車椅子使用者用便房について＞

- ・ 他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。
- ・ 戸の施錠装置は、操作しやすいものとし、緊急時には外部から解錠できるものとする。

- ・ 指先での細かな操作が不要なものとしします。
- ・ 車椅子使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。
- ・ 車椅子使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。
- ・ 座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。

- ・ 荷物棚やフックを設けること。
- ・ 腰掛便座の背後に背もたれを設けること。

- ・ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。

- ・ 洗浄装置及びペーパーホルダーは、便座及び車椅子上から利用しやすい位置に設けること。

- ・ 尿器やカテーテルを使用する利用者は、便座に移乗せず、車椅子に座ったまま排泄します。
- ・ 便座に座ったままの状態の手洗器を使用したい場合に有効です。
- ・ 便座及び車椅子上から操作できる位置に設けます。
- ・ 転倒時のために、低い位置にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにします。

- ・ 便座から利用できる位置に手洗器を設けること。

- ・ 緊急通報装置を設けること。

- ・ 各階に1以上（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）設けること。

- ・ 複数の車椅子使用者用便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なヴァリエーションのものとする。

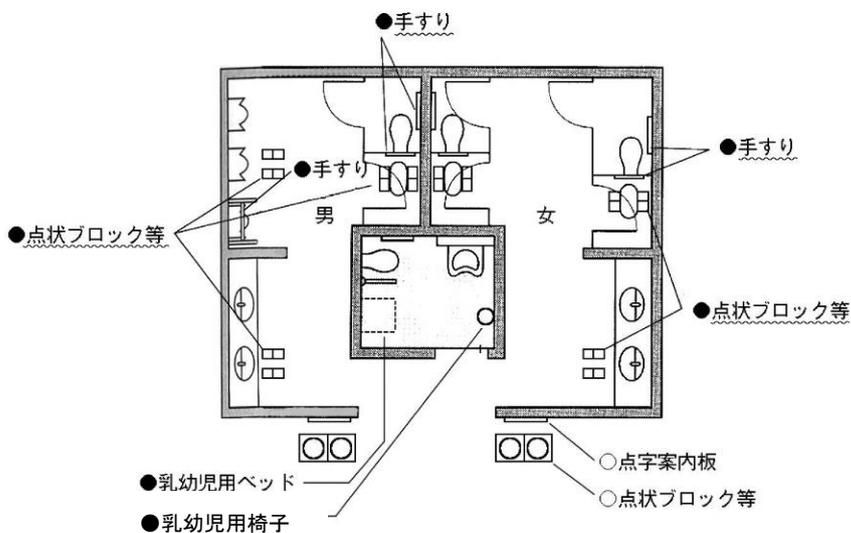
- ・ 身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。
- ・ 左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。
- ・ 便器については、一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。
- ・ 暖房便座については、知覚麻痺がある場合は、低温やけどをおこすおそれがあることに留意します。
- ・ 温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

## 整備例

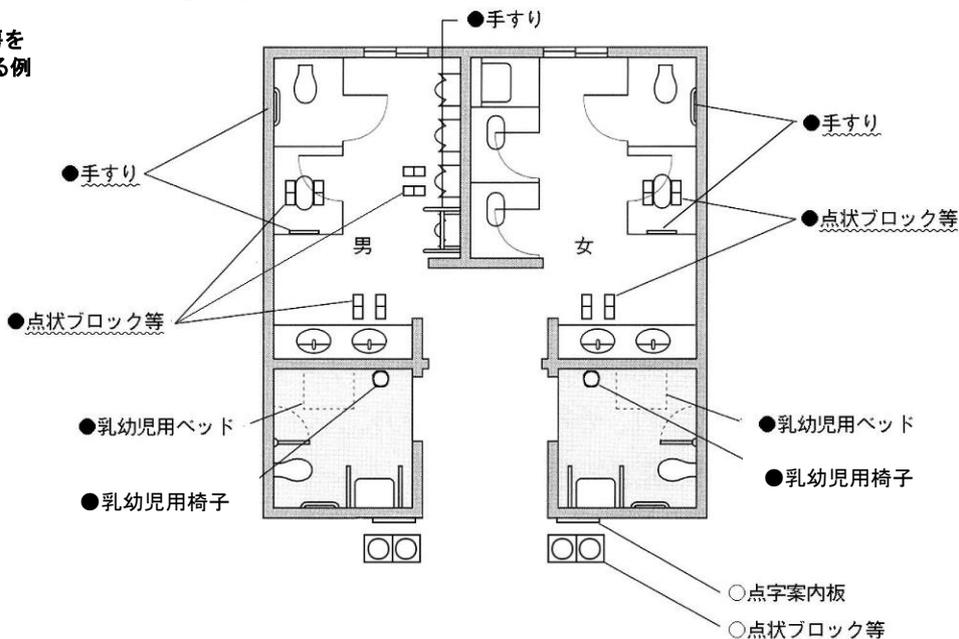
- : 整備基準 (〳〳〳は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
- : 整備が望ましい項目

### ■便所の整備例

◇車椅子使用者用便房を男女共用で設ける例

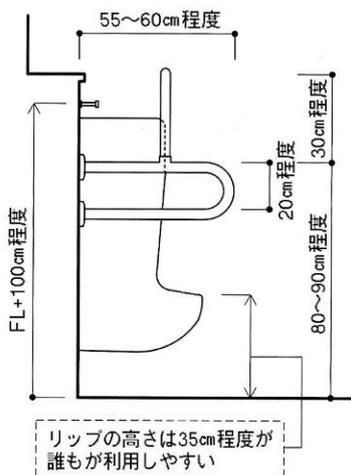


◇車椅子使用者用便房を男女それぞれ設ける例

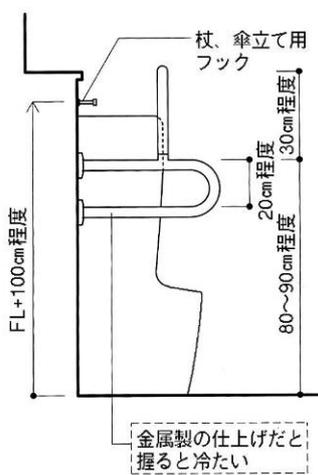


### ■小便器

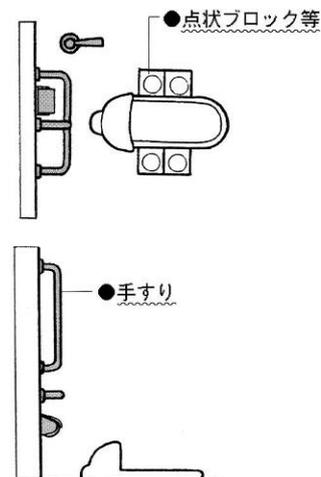
◇壁掛式低リップ



◇床置き式ストール



### ■和式便器の整備例



## 整備例

- ：整備基準（\_\_\_\_\_は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

## ■標識の例



※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、JIS Z8210に適合する標識を設ける必要があります。(P.142-144 参照)

## 整備例

- ：整備基準（          は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

### ■ 標識の例



出典：日本オストミー協会